

生駒市規則第 18 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 47 年 12 月生駒市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(生駒市排水設備指定工事店等に関する規則の一部改正)

第 2 条 生駒市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 59 年 4 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 3 条 生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 18 年 12 月生駒市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。）第 1 3 条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第 1 6 条に規定する拘留をいう。以下同じ。）に処せられた者とみなす。

(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行前にした行為に対する旧刑法第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第 1 条の規定による改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2 第 1 号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

（生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者に対する第3条の規定による改正後の生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。